



山形県公報

平成28年11月1日(火)
第2793号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) ……1197
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1198
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……1199
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1200
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……1201
- 県道の供用の廃止……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……1204

## 告 示

### 山形県告示第911号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 知事指定薬物の名称  
N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド  
(通称名Ocfe ntanil、A-3217)及びその塩類
- 2 指定の理由  
条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため
- 3 指定の効力が生ずる日  
平成28年11月2日

### 山形県告示第912号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|----------------------------------------------|---------|------------|
| 株式会社ユートピアライフ       | デイサービスセンター 夢のみずうみ村<br>すまいる<br>米沢市成島町三丁目2番91号 | 通所介護    | 平成28.10.24 |

#### 山形県告示第913号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|----------------------------------------------|----------|------------|
| 株式会社ユートピアライフ         | デイサービスセンター 夢のみずうみ村<br>すまいる<br>米沢市成島町三丁目2番91号 | 介護予防通所介護 | 平成28.10.24 |

#### 山形県告示第914号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日      |
|----------------|------------------|------------|
| はなざわ薬局         | 米沢市花沢町2686番地5    | 平成28. 8. 1 |
| アイン薬局成沢店       | 山形市成沢西二丁目9番6号    | 同 9. 1     |
| アイン薬局医者街通り店    | 山形市花楸一丁目16番12号   | 同          |
| アイン薬局芸工大前店     | 山形市東青田三丁目11番5号   | 同          |
| アイン薬局元木店       | 山形市元木三丁目2番4号     | 同          |
| 訪問看護ステーションふらっと | 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号 | 同          |
| あきばクリニック       | 酒田市住吉町17番1号      | 同 10. 1    |
| すみよし調剤薬局       | 酒田市住吉町13番19号     | 同          |

## 山形県告示第915号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ファーコス薬局 うわまち  
山形市上町三丁目11番6号

## 2 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後        |            |
| うわまち薬局    | ファーコス薬局 うわまち | 平成28. 7. 1 |

## 山形県告示第916号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|---------------------|----------------|-------------|
| は な ざ わ 薬 局         | 米沢市花沢町2686番地5  | 平成28. 7. 31 |
| 高 橋 薬 局 医 者 街 通 り 店 | 山形市花楸一丁目16番12号 | 同 8. 31     |
| 高 橋 薬 局 芸 工 大 前 店   | 山形市東青田三丁目11番5号 | 同           |
| 高 橋 薬 局 成 沢 店       | 山形市成沢西二丁目9番6号  | 同           |
| 高 橋 薬 局 元 木 店       | 山形市元木三丁目2番4号   | 同           |
| す だ 記 念 整 形 外 科     | 米沢市金池五丁目9番18号  | 同 9. 16     |
| 芳 賀 医 院             | 山形市南館三丁目4番3号   | 同 9. 30     |

**山形県告示第917号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------|------------------------------|----------------|------------|
| いちご薬局     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 天童市南町三丁目14番26号 | 平成28. 5. 8 |
| さつき調剤薬局   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 鶴岡市昭和町8番30号    | 同 8.25     |
| 源泉堂薬局     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市五十鈴一丁目1番3号  | 同 9. 5     |
| めだかの学校桜町校 | 小規模多機能型居<br>宅介護              | 山形市桜町一丁目9番12号  | 同 9.30     |

**山形県告示第918号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称      | 施 術 所 の 所 在 地            | 指定年月日       |
|-----------|------------------|--------------------------|-------------|
| 齋 藤 茂     | ここみ訪問マッサージ<br>仙台 | 宮城県仙台市泉区野村字下西河原3番地の<br>6 | 平成28. 9. 15 |

**山形県告示第919号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成28年10月31日に解除した。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称           | 住 所                |
|---------------|--------------------|
| 東 根 市 森 林 組 合 | 東根市大字東根字大森5800番地の2 |

**山形県告示第920号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長  |
|-----------------------|---|------|----------|-----|
| 西村山郡大江町大字貫見字塩地673番1から |   | 旧    | 94.0メートル | 484 |
| 同 カミ256番6まで           |   |      | 8.5      |     |
| 同                     | 上 | 新    | 94.0メートル | 同上  |
|                       |   |      | 8.5      |     |
| 同                     | 上 | 新    | 43.0メートル | 359 |
|                       |   |      | 9.5      |     |

#### 山形県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長    |
|------------------|---|------|-----------|-------|
| 長井市今泉字広1857番83から |   | 旧    | 105.0メートル | 2,413 |
| 同 歌丸字界斉2528番3まで  |   |      | 16.0      |       |
| 長井市今泉字広1857番83から |   | 新    | 105.0メートル | 1,769 |
| 同 河井字若宮前1609番まで  |   |      | 16.0      |       |

#### 山形県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 今泉停車場線
- 2 供用廃止の区間 長井市今泉字館二972番5から  
同 深田一1435番1まで
- 3 供用廃止の期日 平成28年11月1日

#### 山形県告示第923号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |             |                        |   |   |
|---|-------------|------------------------|---|---|
| 〃 | 秋田支店        | 秋田市保戸野千代田町<br>2番58号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 本荘支店        | 由利本荘市裏尾崎町91<br>番地      | 〃 | 〃 |
| 〃 | 村上市支店       | 村上市田端町2番22号            | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新潟支店        | 新潟市中央区東万代町<br>1番26号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台一番町<br>支店 | 仙台市青葉区一番町三<br>丁目3番24号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 弓の町支店       | 〃 宮城野区小田原<br>弓の町6番地    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 富沢支店        | 〃 太白区富沢二丁<br>目3番10号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 大宮支店        | さいたま市大宮区桜木<br>町四丁目50番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東京支店        | 東京都新宿区西新宿七<br>丁目21番3号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 福島支店        | 福島市本町5番5号              | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台支店        | 仙台市青葉区本町二丁<br>目19番21号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台卸町支<br>店  | 〃 若林区卸町二丁<br>目1番地の23   | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台長町支<br>店  | 〃 太白区長町四丁<br>目3番35号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新発田支店       | 新発田市中央町三丁目<br>3番5号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 豊栄支店        | 新潟市北区白新町二丁<br>目1番20号   | 〃 | 〃 |

を

|   |         |                    |   |   |
|---|---------|--------------------|---|---|
| 〃 | 仙台一番町支店 | 仙台市青葉区一番町三丁目3番24号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台支店    | 〃 〃 本町二丁目19番21号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 弓の町支店   | 〃 宮城野区小田原弓の町6番地    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台卸町支店  | 〃 若林区卸町二丁目1番地の23   | 〃 | 〃 |
| 〃 | 富沢支店    | 〃 太白区富沢二丁目3番10号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台長町支店  | 〃 〃 長町四丁目3番35号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台泉支店   | 〃 泉区泉中央一丁目6番地の3    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 秋田支店    | 秋田市保戸野千代田町2番58号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 本荘支店    | 由利本荘市裏尾崎町91番地      | 〃 | 〃 |
| 〃 | 福島支店    | 福島市本町5番5号          | 〃 | 〃 |
| 〃 | 大宮支店    | さいたま市大宮区桜木町四丁目50番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東京支店    | 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 豊栄支店    | 新潟市北区白新町二丁目1番20号   | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新潟支店    | 〃 中央区東万代町1番26号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新発田支店   | 新発田市中央町三丁目3番5号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 村上支店    | 村上市田端町2番22号        | 〃 | 〃 |

に改める。

## 附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成28年11月15日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 山形市                   | 31者            | 山形市中江2番ほか131筆              |
| 上山市                   | 27者            | 上山市牧野字中原2311番ほか140筆        |
| 山辺町                   | 1者             | 東村山郡山辺町元宮31番               |
| 中山町                   | 2者             | 東村山郡中山町大字長崎字中原8744番ほか8筆    |
| 寒河江市                  | 2者             | 寒河江市大字白岩字漆保6374番1ほか3筆      |
| 河北町                   | 3者             | 西村山郡河北町谷地字草野6番ほか6筆         |
| 大江町                   | 5者             | 西村山郡大江町大字三郷字袖山乙2178番1ほか16筆 |
| 尾花沢市                  | 10者            | 尾花沢市大字上柳渡戸字西原1760番ほか37筆    |
| 大石田町                  | 18者            | 北村山郡大石田町大字大浦字外山807番4ほか53筆  |
| 金山町                   | 6者             | 最上郡金山町大字金山字荒屋243番ほか47筆     |
| 最上町                   | 20者            | 最上郡最上町大字富沢字狐塚3484番73ほか93筆  |
| 米沢市                   | 21者            | 米沢市窪田町矢野目字北中村814番ほか197筆    |
| 南陽市                   | 10者            | 南陽市蒲生田字町屋敷1008番1ほか58筆      |
| 白鷹町                   | 2者             | 西置賜郡白鷹町大字滝野字中田1414番2ほか58筆  |
| 飯豊町                   | 8者             | 西置賜郡飯豊町大字中字新山1555番1ほか37筆   |
| 鶴岡市                   | 19者            | 鶴岡市小中島字下野186番ほか129筆        |
| 三川町                   | 7者             | 東田川郡三川町大字横山字寺谷地176番ほか17筆   |



2 申請年月日

平成28年10月14日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年11月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

平成28年11月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年11月1日発行 発行人 山形県